

令和 2 年 1 月 3 1 日

○規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則等の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「正規の勤務時間」の次に「（同条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を加える。

第 8 条の 2 を第 8 条の 2 の 2 とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等）

第 8 条の 2 任命権者は、職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務（以下この条において「時間外勤務」という。）を命ずる場合には、次に掲げる時間を超えない範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1 月において時間外勤務を命ずる時間について 4 5 時間

(2) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 3 6 0 時間

2 前項の規定にかかわらず、他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務等として任命権者が特に認める業務をいう。）に従事させるために前項各号に掲げる時間を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合には、任命権者は、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1 月において時間外勤務を命ずる時間について 1 0 0 時間未満

(2) 1 年において時間外勤務を命ずる時間について 7 2 0 時間

(3) 1 月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 月、2 月、3 月、4 月及び 5 月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の 1 月当たりの平均時間について 8 0 時間

- (4) 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 3 任命権者は、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、第1項各号に掲げる時間又は前項各号に掲げる時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、前2項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 4 任命権者は、第1項各号に掲げる時間又は第2項各号に掲げる時間若しくは月数を超えて時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、任命権者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する協定で定めるところにより職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該協定で定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
- 別表第4 生後満1年に達しない子の養育の項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年8月31日までの間における改正後の第8条の2の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月1日以後の期間に限る。）」とする。

小田原市財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 号

小田原市財務規則等の一部を改正する規則

(小田原市財務規則の一部改正)

第1条 小田原市財務規則（昭和39年小田原市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第61条の2第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

第68条中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第4中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から25の項までを1項ずつ繰り上げる。

(小田原市下水道事業の財務に関する規則の一部改正)

第2条 小田原市下水道事業の財務に関する規則（平成28年小田原市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表費用勘定の表中

「			賞与引当金繰入額 賃金	賞与引当金として計上する ための繰入額 臨時職員及び人夫の賃金	」を
「			賞与引当金繰入額 報酬	賞与引当金として計上する ための繰入額 非常勤職員の報酬	」に、
「			賞与引当金繰入額 賃金 法定福利費		」を
「			賞与引当金繰入額 報酬		」に、

			法定福利費		
「			賞与引当金繰入額 賃金 報酬	臨時又は非常勤の顧問、 嘱託員等に対する報酬	を」
「			賞与引当金繰入額 報酬		に、」
「			賃金 報酬		を」
「			報酬		に」

改める。

(小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第3条 小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和40年小田原市規則第53号）の一部を次のように改める。

第22条第3項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1費用の表中

「			賃金 法定福利費 退職給付費		を」
「			法定福利費 退職給付費		に、」
「			賃金 法定福利費 諸経費		を」

			報酬 法定福利費 諸経費		に
--	--	--	--------------------	--	---

改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。